

日南町農林業生産基盤整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日南町における農林業生産基盤の整備及び補修並びに放置ため池、山腹水路等の防災措置を支援するため、農林業生産基盤整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 町長は、第1条の目的を達するため、日南町地内で行う農林業生産基盤の整備及び補修並びに放置ため池、山腹水路等の防災措置等を行う事業(次に掲げる事業を除く。以下「対象事業」という。)に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 国の補助を受けて行う事業に係る採択基準を満たしている事業
- (2) 町長が別に定める場合を除き、受益者の数が1以下である事業
- (3) 町長が別に定める金額未満の事業
- (4) 原則、町長が別に定める期日までに完了しない事業
- (5) 農業用施設(農業用ハウス等)並びに農業用機械(トラクター、田植機等)に係る事業
- (6) 維持管理に係る事業(草刈り、伐採、排土、浚渫のみの事業)
- (7) 町長が別に定める事業の適用を受けることができる事業

(補助金の交付)

第3条 町から交付する補助金の額は、町長が特に認めるものを除き、町長が別に定める割合以内とし、予算の範囲内において交付する。但し、千円以下の端数は切り捨てるものとする。

(責務)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金の交付に関し不正な申請をしてはならない。

(補助金の交付の申請等)

第5条 申請者は、補助金交付申請書(様式第1号)に見積書、施工位置図並びに現況写真を添付し、町長に提出しなければならない。

2 本補助金の交付申請は、原則として町長が別に定める期日までに行わなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し必要に応じて実地を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の場合において必要があると認めたときは、申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(交付の条件)

第7条 町長は、補助金の交付の決定をする場合、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を附するものとする。

（交付の決定及び不決定）

第8条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、申請者に対し、必要に応じ交付の条件を記載した、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付をしないと決定したときは、申請者に対し、補助金交付申請却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第9条 申請者は、交付決定通知書の交付を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又は附された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受け取った日から20日以内に申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（変更等承認申請書等）

第10条 第8条第1項の規程により補助金交付決定通知書を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金交付決定通知書を受けた後、申請内容を変更し、または補助金にかかる事業（以下「補助事業」という。）を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。但し、軽微な変更については承認を受けないで変更することができるものとする。

2 第6条から第8条までの規定は、前項の承認をする場合について準用する。

3 補助事業者は、補助事業の予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、町長が別に定める期日までに、実績報告書（様式第5号）に工事費請求書または領収書の写し並びに工事完成写真（必要に応じ施工状況写真等）を添付して町長に提出しなければならない。

（交付額の確定）

第12条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、必要に応じ実地につき調査し、報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附したた条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により速やかに補助事業者に通知する。

（補助金の交付）

第13条 町長は、前条の規定による補助金交付額確定通知後、補助金交付請求書（様式第7号）による補助事業者の請求に基づき、補助金を交付する。

（補助決定の取消）

第14条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助決定の全部又は一

部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助決定を受けたとき。
- (2) 補助金をこの事業の目的以外のことに使用したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの要綱に違反したとき。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、日南町補助金等交付規則（昭和 4 5 年規則第 2 2 号）に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(有効期限)

- 2 本事業は、鳥取県しっかり守る農林基盤交付金を財源の一部としているため、鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則が廃止された時点で、本要綱の効力を失う。